

事務連絡
平成24年6月12日

一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会会長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部
化学物質対策課長

印刷業における化学物質による健康障害防止対策に係る御協力のお願い

日ごろより事業場の化学物質管理の推進につきご理解ご協力を賜り御礼申し上げます。先般、大阪府の印刷事業場において、校正印刷の業務に従事していた労働者が胆管がんを発症したとする労災請求事案がありましたが、現在までのところ業務との因果関係は不明であり、原因の究明作業中です。

当該事業場での業務は、校正印刷の工程において、頻繁にブランケットローラー等を、有機溶剤を用いて洗浄していたものであり、当時の労働環境から、労働者に対し有機溶剤の高いばく露が推測されます。当省においては、予防的な措置として有害物に対する労働者のばく露防止の観点から、同種作業が想定される印刷業に対して、業界団体に対して関係法令、指針等に基づき適切な対策を講ずるよう要請を行うとともに、今般、当省としても、別添のとおり関係法令、指針等の遵守状況等に係る立入調査を実施することとしています。

事業場における化学物質のばく露防止対策は、労働衛生工学、作業環境測定などの技術事項について専門知識を必要とするものであり、また、事業者だけでなくそこで働く労働者も作業環境や自らの健康状況について詳しく知りたいと思うことも考えられることから、これらの問合せに的確な対応が可能な、労働衛生に関し高い専門性を有する機関の1つとして貴団体を紹介させていただくこととしました。

ついては、本件に関し、事業者又は労働者から相談があった際には適切な対応をいただきたく、よろしく申し上げます。併せて、印刷業界及び各事業場による化学物質による健康障害防止のための取組みにつき、労働者の健康確保の観点から技術的な支援を賜りますようお願いいたします。

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公印省略)印刷業に対する有機溶剤中毒予防規則等の遵守状況等
に係る立入調査の実施について

労働衛生対策については、これまでも労働基準行政の重要課題の一つとして、その推進を図ってきたところであるが、今般、大阪労働局管内の事業場において、校正印刷の業務に従事していた複数の労働者等から、胆管がんによる労災請求がなされる事案が発生したところである。

当該請求に対する業務上外の判断は、現在、慎重に検討しているところであるが、請求に係る当該事業場での業務は、校正印刷の工程において、頻繁にブランケットローラー等を、有機溶剤を用いて洗浄していたものであり、当時の労働環境から、労働者に対し有機溶剤の高いばく露が推測されるものであった。

現在のところ、有機溶剤業務と胆管がん発症との因果関係は不明であるが、有害物に対する労働者のばく露防止の観点から、同種作業が想定される印刷業に対して、下記により、有機溶剤中毒予防規則（以下「有機則」という。）等の遵守状況等に係る立入調査を実施することとしたので、その実施に遺漏なきを期されたい。

記

- 1 対象事業場
有機溶剤を用いて校正印刷等の業務を行う労働者がいると考えられる事業場等
- 2 実施時期
平成24年6月13日から6月29日まで
- 3 実施方法
対象事業場に対する監督指導又は個別指導により、有機則等の遵守状況等について確認し、必要な指導等を行うこと。
特に、「労働安全衛生法第28条第3項の規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質による健康障害を防止するための指針」（平成23年10月28日健康障害を防止するための指針公示第21号。同日付け基発1028第4号の別添1）の対象物質を使用している事業場に対しては、パンフレット等を活用して、同指針の周知を図るとともに、同指針で定められた健康障害防止対策が適切に行われるよう指導すること。なお、事業場における化学物質のばく露防止対策は、労働衛生工学、作業環境測定などの技術事項について一定の専門知識を必要とすることから、事業場からこれらに関する相談等を受けた際には、必要に応じ別添の機関を紹介すること。

印刷業事業場での化学物質管理について

印刷業で使われる顔料（インク）、溶剤、洗浄剤などには、様々な化学物質が含まれています。このため、法令を遵守した上で、事業場での化学物質管理を進めましょう。

- インクや洗浄剤などは、商品名ではなく含まれている成分を、容器の表示で確認し、安全データシート（SDS）で有害性などを確認しましょう。
- 有害性の程度により局所排気装置の設置、呼吸用保護具や保護手袋の使用、作業環境測定や特殊健康診断の実施などが必要になります。下記の法令や指針を確認してください。
- 健康影響は、化学物質そのものの有害性（ハザード）と、取扱い方法、取扱い時間などばく露状況（リスク）などによって変わるため、事業場ごとにリスクアセスメントを行う必要があります。小規模な事業場では、リスクを簡単に見積もる方法も積極的に活用しましょう。簡易リスクアセスメントは、厚生労働省 HP からどうぞ。
http://anzeninfo.mhlw.go.jp/ras/user/anzen/kag/ras_start.html
- 局所排気装置、作業環境測定、呼吸用保護具の適切な使用を行うには、労働衛生工学などの専門知識が必要です。専門家や専門機関に相談し、必要に応じて技術サービスを受けるようにしましょう。
主な専門機関の相談連絡先は、裏面にあります。

【参考】

- ・ 有機溶剤中毒予防規則（昭和 47 年労働省令第 36 号）
<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S47/S47F04101000036.html>
- ・ 特定化学物質障害予防規則（昭和 47 年労働省令第 39 号）
<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S47/S47F04101000039.html>
- ・ 化学物質等の表示・文書交付制度のあらまし（労働安全衛生法第 57 条の 2 関係）
<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/roudou/ghs/aramashi.html>
- ・ 化学物質による健康障害防止指針（平成 23 年 10 月 28 日健康障害を防止するための指針公示第 21 号）
<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/111108-1.html>

印刷事業場での化学物質の取扱い、健康影響についての相談窓口

1. 中央労働災害防止協会

【作業環境や作業方法の改善、作業教育について】

労働衛生調査分析センター	TEL 03 3452-3979
大阪労働衛生総合センター	TEL 06-6448-3464
北海道安全衛生サービスセンター	TEL 011-512-2031
東北安全衛生サービスセンター	TEL 022-261-2821
関東安全衛生サービスセンター	TEL 03 5484-6701
中部安全衛生サービスセンター	TEL 052-682-1731
近畿安全衛生サービスセンター	TEL 06-6448-3450
中国四国安全衛生サービスセンター	TEL 082-238-4707
九州安全衛生サービスセンター	TEL 092-437-1664

2. (般社)労働安全衛生コンサルタント会

【作業環境や作業方法の改善について】

TEL 03-3453-7935

3. (般社)日本作業環境測定協会

【作業環境測定とその結果に基づく作業環境の改善について】

TEL 03-3456-0443

4. (公社)日本保安用品協会

【防毒マスク、保護手袋、ゴーグルなど及びこれらの正しい使用法】

TEL 03-5804-3125

5. (独)労働者健康福祉機構

【作業環境や作業方法の改善、化学物質の管理方法や健康影響について】

北海道産業保健推進センター	TEL 011-242-7701	滋賀産業保健推進連絡事務所	TEL 077-510-0770
青森産業保健推進センター	TEL 017-731-3661	京都産業保健推進センター	TEL 075-212-2600
岩手産業保健推進センター	TEL 019-621-5366	大阪産業保健推進センター	TEL 06-6944-1191
宮城産業保健推進センター	TEL 022-267-4229	兵庫産業保健推進センター	TEL 078-230-0283
秋田産業保健推進連絡事務所	TEL 018-884-7771	奈良産業保健推進連絡事務所	TEL 0742-25-3100
山形産業保健推進センター	TEL 023-624-5188	和歌山産業保健推進連絡事務所	TEL 073-421-8990
福島産業保健推進センター	TEL 024-526-0526	鳥取産業保健推進連絡事務所	TEL 0857-25-3431
茨城産業保健推進センター	TEL 029-300-1221	島根産業保健推進連絡事務所	TEL 0852-59-5801
栃木産業保健推進センター	TEL 028-643-0685	岡山産業保健推進センター	TEL 086-212-1222
群馬産業保健推進連絡事務所	TEL 027-233-0026	広島産業保健推進センター	TEL 082-224-1361
埼玉産業保健推進センター	TEL 048-829-2661	山口産業保健推進センター	TEL 083-933-0105
千葉産業保健推進センター	TEL 043-202-3639	徳島産業保健推進センター	TEL 088-656-0330
東京産業保健推進センター	TEL 03-5211-4480	香川産業保健推進センター	TEL 087-826-3850
神奈川産業保健推進センター	TEL 045-410-1160	愛媛産業保健推進センター	TEL 089-915-1911
新潟産業保健推進センター	TEL 025-227-4411	高知産業保健推進連絡事務所	TEL 088-826-6155
富山産業保健推進センター	TEL 076-444-6866	福岡産業保健推進センター	TEL 092-414-5264
石川産業保健推進センター	TEL 076-265-3888	佐賀産業保健推進連絡事務所	TEL 0952-41-1888
福井産業保健推進連絡事務所	TEL 0776-27-6395	長崎産業保健推進センター	TEL 095-865-7797
山梨産業保健推進連絡事務所	TEL 055-220-7020	熊本産業保健推進センター	TEL 096-353-5480
長野産業保健推進連絡事務所	TEL 026-225-8533	大分産業保健推進連絡事務所	TEL 097-573-8070
岐阜産業保健推進連絡事務所	TEL 058-263-2311	宮崎産業保健推進連絡事務所	TEL 0985-62-2511
静岡産業保健推進センター	TEL 054-205-0111	鹿児島産業保健推進センター	TEL 099-252-8002
愛知産業保健推進センター	TEL 052-950-5375	産業保健推進センター沖繩事務所	TEL 098-859-6175
三重産業保健推進センター	TEL 059-213-0711		

基安発 0521 第 2 号
平成 24 年 5 月 21 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部長
(公 印 省 略)

印刷業における化学物質による健康障害防止対策について

有機溶剤その他の化学物質は、印刷業はじめ多くの事業場で使用されているが、一部の化学物質については、特定化学物質障害予防規則（昭和 47 年労働省令第 39 号。以下「特化則」という。）及び有機溶剤中毒予防規則（昭和 47 年労働省令第 36 号。以下「有機則」という。）で局所排気装置の設置、健康診断、作業主任者の選任等が義務付けられているほか、「労働安全衛生法第 28 条第 3 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質による健康障害を防止するための指針」（平成 23 年健康障害を防止するための指針公示第 21 号。以下「がん原性指針」という。）が公表されている。

今般、大阪府内の印刷事業場において、印刷業務に従事した労働者が胆管がんを発症したとする 3 件の労災請求事案がなされたところであり、所轄署においては、労災請求を受けて立入調査を実施するとともに、本省においても専門的観点からの調査を行うこととしている。

現在までのところ業務との因果関係は不明であり、原因の究明作業中であるが、予防的観点から、労働安全衛生法令及びがん原性指針に基づき、別添のとおり化学物質による健康障害防止対策の適切な実施につき要請したところである。

については、都道府県労働局において、関係事業者に対して化学物質による健康障害防止対策の適切な実施につき指導するとともに、管内印刷業界団体に対しても要請願いたい。

平成 24 年 5 月 21 日

日本印刷産業連合会会長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部長



印刷業における化学物質による健康障害防止対策について

有機溶剤その他の化学物質は、印刷業はじめ多くの事業場で使用されていますが、一部の化学物質については、特定化学物質障害予防規則（昭和 47 年労働省令第 39 号。以下「特化則」という。）及び有機溶剤中毒予防規則（昭和 47 年労働省令第 36 号。以下「有機則」という。）で局所排気装置の設置、健康診断、作業主任者の選任等が義務付けられているほか、「労働安全衛生法第 28 条第 3 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質による健康障害を防止するための指針」（平成 23 年健康障害を防止するための指針公示第 21 号。以下「がん原性指針」という。）が公表されているところです。

今般、大阪府内の印刷事業場において、印刷業務に従事した労働者が胆管がんを発症したとする 3 件の労災請求事案がなされたところです。

現在までのところ業務との因果関係は不明であり、原因の究明作業中ですが、予防的観点から、労働安全衛生法令及びがん原性指針に基づき、下記のとおり化学物質による健康障害防止対策の適切な実施につき要請したく、貴会傘下の会員事業場等に対し周知いただくようお願いします。

記

- 1 事業場で使用しているインク、洗浄剤等について、安全データシート（労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 57 条の 2 による通知等をいう。以下「SDS」という。）によりその化学物質の成分を把握すること。
- 2 上記 1 で把握した成分に特化則の対象物質が含まれる場合には、法及び特化則に基づき、労働者へのばく露防止のため、代替物の使用、局所排気装置等の設置、作業環境測定、特殊健康診断の実施、作業主任者の選任、作業の記録、安全衛生教育

等の措置を確実に講ずること。

- 3 上記1で把握した成分にがん原性指針の対象物質が含まれる場合には、当該指針に基づき、作業工程の改善、局所排気装置等の設置、保護具等のばく露低減化措置、作業環境測定、労働衛生教育及び労働者の把握等を行うこと。
- 4 上記1で把握した成分に有機則の対象物質が含まれる場合には、法及び有機則に基づき、労働者へのばく露防止のため、作業工程の改善、局所排気装置等の設置、一定の場合の呼吸用保護具の着用、作業環境測定、特殊健康診断の実施、作業主任者の選任、安全衛生教育等の措置を確実に講ずること。
- 5 上記2，3及び4に該当するものを除き、1で把握した成分に法第57条及び第57条の2の規定により表示等又は文書の交付等が義務付けられている物質が含まれている場合については、SDSの危険有害性情報に従って、換気、防毒マスクの着用等の自主的なリスクの低減措置を講じるとともに、法第101条の規定により事業場内に表示する等により労働者に周知を行うこと。